

◆ 策定の趣旨

子ども・若者が、夢や希望を持って健やかに成長し、自立・活躍することは、県民すべての願いです。

しかしながら、スマートフォンの普及に伴うネットトラブルの増加、いじめの問題、子どもの貧困、不登校・ひきこもりの問題など、子ども・若者を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、第2次プランを継承しつつ、多様化する青少年問題に的確に対応し、千葉の未来を担う子ども・若者の健やかな成長を支える社会を実現するため、「第3次千葉県青少年総合プラン」を策定しました。

◆ プランの位置づけ

県の子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進する計画であるとともに、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画です。

◆ 計画期間

平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)までの5年間。

◆ プランの対象者

乳幼児期から青年期(概ね30歳未満)
施策によっては、ポスト青年期(40歳未満)まで

基本的な視点

- 子ども・若者が生き活きと、幸せに生きていく力を身につける
- 困難を有する子ども・若者やその家族の問題を解消する
- 地域において、子ども・若者を守り育てる多様な担い手を育成する

